

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>府民文化部 文化・スポーツ室文化課</p>	<p>計量法によれば、電気等の使用量を計量する特定計量器について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。 文化課が事業主体として行う「次世代育成型メセナ自動販売機設置事業」により設置した自動販売機について、募集要項で設置を求める特定計量器の検定証印等の有効期限が経過しており、文化課においては、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を怠っていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 659 1469 806"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> <th>特定計量器確認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計 1台</td> <td>平成31年3月</td> <td>令和元年6月25日</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日	電力量計 1台	平成31年3月	令和元年6月25日	<p>検出事項について、法令等に基づき、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を徹底するとともに、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器については、新しいものに取り替えるよう事業者に指導するなど、必要な是正措置を行われたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。</p> <p>【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業募集要項】 自動販売機の設置・管理等に係る全ての経費（電気料も含む）を負担いただきます。電気使用量の算出に当たっては、設置事業者</p>	<p>有効期間を経過した特定計量器について、令和元年7月30日に新しい物に取り換えた。 今後は、定期的に自販機（特定計量器も含む。）の確認を行うなど、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を徹底する。</p>
計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日							
電力量計 1台	平成31年3月	令和元年6月25日							

		<p>の負担により子メーターを設置してください。電気使用料は、大阪府庁舎管理課に指定する期日までに、全額納入してください。</p> <p>【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業に関する協定書】 (庁舎内設置)</p> <p>第2条 乙は、甲が大阪府庁舎（大手前庁舎別館1階）内において指定する場所（無償で提供）に、次世代育成型メセナ自動販売機を設置し、管理する。</p> <p>2 乙は、前項の設置及び管理にあたり、次の事項について負担する。</p> <p>一 自動販売機の設置及び管理に係る全ての経費（電気料金を含む）</p> <p>※乙：事業者 甲：大阪府</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）